令和4年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書 (令和4年度9月補正予算等関係(先議分))

総 務 部

令和4年9月定例会議案説明資料目次

総 務 部

【予算関係】

議案番号	件名	課	名	等	頁
第 1 号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算(第3号)				
	1 歲入歲出補正予算事項別明細書(総括)	財	政	課	3

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件名	課名等	頁
第 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例	人事企画課	6

議案第1号

令和4年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総 括

(歳 入)

	款					補正前の額	補 正 額			計		
						千円			千円	千円		
4	地	方 特	例	交 付	金	150,000			177,371	327,371		
5	地	方	交	付	税	141,500,000			3,271,523	144,771,523		
9	国	庫	支	出	金	78,929,546			7,292,093	86,221,639		
12	繰		入		金	15,702,826			240,000	15,942,826		
13	繰		越		金	3,037,961			493,013	3,530,974		
15	県				債	31,855,000		Δ	2,214,000	29,641,000		
		歳 入	É	計		379,358,488			9,260,000	388,618,488		

(歳 出)

									補正額	の	財源	内訳		
款						補正前の額	補 正 額	計	#	寺 定 財	† ,	原		魚爪 日土 公本
									国庫支出金	地方債		そ	の他	一般財源
						千円	千円	千円	千円	=	千円		千円	千円
	3	民		生	費	52,097,511	600,000	52,697,511	360,000				240,000	
	4	衛		生	費	30,976,558	8,650,000	39,626,558	6,922,093					1,727,907
	5	労		働	費	2,270,418	10,000	2,280,418	10,000					
	岸	麦	出	合	計	379,358,488	9,260,000	388,618,488	7,292,093				240,000	1,727,907

歳 入

4款 地方特例交付金

1項 地方特例交付金

<u> </u>				feles		
	補正前の額	補正額	⇒ ↓	前		説明
"	THI JULI V Z TOR	TH 11. 119.	PΙ	区分	金 額	b)r -91
	千円	千円	千円		千円	
1地方特例交付金	150,000	177,371	327,371	1 地 方 特 例 交 付 金	177,371	
≅ †	150,000	177,371	327,371			

5款 地方交付税

1項 地方交付税

B	補正前の額 補 正 額	計	節		説明
Н			区 分	金 額	100 -01
	千円 千円 千円	円 千円		千円	
1地 方 交 付 税	141,500,000 3,271,5	23 144,771,523	1 普 通 交 付 税	3,271,523	
計	141,500,000 3,271,5	23 144,771,523			

9款 国庫支出金

1項 国庫負扣金

	1項 国庫負担金									
İ		補正前の額	補正額	計	節	A		説	明	
	, .	千円	千円	千円	丛 分	金額				
		TH	TH							
	2 衛生費国庫負担金	1,780,337	1,492,500	3,272,837	1公衆衛生費負担会	1,492,500	予防費負担金			
	計	15,148,005	1,492,500	16,640,505						

2項 国庫補助金						
目	補正前の額 補 正 額	計	区	節 分	金額	説明
	千円 -	千円 千円			千円	
3 民生費国庫補助金	3,231,375 360,0	3,591,375	1 社会福	社費補助金	360,000	老人福祉費補助金
4 衛生費国庫補助金	17,023,260 5,429,5	593 22,452,853	1 公 衆 衛	r 生 費 補 助 金	4,415,000	予防費補助金
			3 保健原	所費 補助金	519,693	保健所費補助金
			4 医 薬	費補助金	494,900	医務費補助金

5 労働費国庫補助金 523,189 10,000 533,189 1 労 政費補助金 10,000 労働福祉費補助金 計 62,512,654 5,799,593 68,312,247

12款 繰 入 金

2項 基金繰入金

Н	補正前の額	補正額	計	節		説	明
	THILINVが	1111 1111	рΙ	区分	金 額	D/L	77
	千円	千円	千円		千円		
11 地域医療介護総合確保 基 金 繰 入 金	1,871,074	240,000	2,111,074	1 地域医療介護総合確保 基 金 繰 入 金	240,000	老人福祉費充当	
計	15,343,939	240,000	15,583,939				

13款 繰 越 金

1項 繰 越 金

目	補正前の額	補正額	計	節 区 分	金額	説明
1 繰 越 金	千円 3,037,961	千円 493,013	千円 3,530,974	1前年度繰越金	千円 493,013	
計	3,037,961	493,013	3,530,974			

15款 県 債

1項 県 債

1項						
目	補正前の額	補正額	計		金額	説明
	千円	千円	千円	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	千円	
13 臨 時 財 政 対 策 債	5,300,000	△ 2,214,000	3,086,000	1 臨 時 財 政 対 策 債	△ 2,214,000	
計	31,855,000	△ 2,214,000	29,641,000			

[参考]

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当状況

〇令和4年度一般会計補正予算(第3号)

4,896,030 千円

・新型コロナBA. 5等対策強化事業

4,896,030 千円

条例名等

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 提出理由

提

出

理

由

及

てド

概

要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 概 要

- (1)子の出生の日から人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員が当該子についてする育児休業(いわゆる産後パパ育休)を2回取得できる期間を、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。
- (2) 育児休業をすることができる非常勤職員の要件について、(1) の期間内に育児休業を しようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日までに非常勤職員と しての任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないことを新たに 加える。
- (3) 2回の育児休業をすることができることとされたことに伴い、再度の育児休業が取得できる特別の事情のうち、育児休業の終了後3月以上の期間を経過したこととするものを削除する。
- 3 施行期日

令和4年10月1日

<参考>制度改正のイメージ

【現行(原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回)】



【改正後(原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回)】



職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) • (2) 略

(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項 の規定による請求をした時点において次の各号 のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤 職員

ア略

- イ 当該請求に係る子が1歳6か月に達する日 (以下「子の1歳半到達日」という。)(当該 子の出生の日から第3条第2項に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあって は当該期間の末日から6月を経過する日、第 2条の3第2項の規定に該当する場合にあって では当該子が2歳に達する日)までに、その 任期(任期が更新される場合にあっては、更 新後のもの)が満了すること及び非常勤職員 として引き続き採用されないことが明らかで ない非常勤職員
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、任期の末日を 育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員で、<u>当該任期を</u>更新され、又は<u>当該任</u> 期の満了後に非常勤職員として引き続き採用され たことに伴い、<u>当該育児休業に係る子について、</u> 当該更新前の任期の末日の翌日又は<u>当該採用の</u>日 を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう とするものは、育児休業法第2条第1項の条例で 定める職員としない。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日等) 第2条の3 略

2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合 は、1歳6か月から2歳に達する日までの子を養 育する非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当 する場合 (当該子についてこの項の規定に該当し て育児休業をしている場合であって次条第1項第 5号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第 (育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) • (2) 略

(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項 の規定による請求をした時点において次の各号 のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤 職員

ア略

イ 当該請求に係る子が1歳6か月に達する日 (以下「子の1歳半到達日」という。)まで に、その任期(任期が更新される場合にあっ ては、更新後のもの)が満了すること及び非 常勤職員として引き続き採用されないことが 明らかでない非常勤職員

2 前項第3号の規定にかかわらず、任期の末日を 育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員で、任期が更新され、又は任期が満了 した後に非常勤職員として引き続き採用されたこ とに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用さ れた日を育児休業の期間の初日とする育児休業を しようとするものは、育児休業法第2条第1項の 条例で定める職員としない。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日等) 第2条の3 略

2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合 は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が 定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲 げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳半到達日の 翌日(当該非常勤職員の配偶者が育児休業をし ている場合にあっては、当該育児休業の期間の 末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の 期間の初日とする育児休業をしようとする場合 (2)・(3) 略
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子 の1歳半到達日後の期間においてこの項の規定 に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める 特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 略

- (5) 任期を定めて採用された職員であって、当 該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育 児休業をしている<u>ものが、当該任期を</u>更新さ れ、又は<u>当該任期の満了後</u>に引き続き採用され たことに伴い、<u>当該育児休業に係る子につい</u> て、当該更新前の任期の末日の翌日又は<u>当該採</u> 用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業 をしようとすること。
- 2 育児休業法<u>第2条第1項第1号の人事院規則で</u> <u>定める期間を基準として</u>条例で定める期間は、当 該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週 間を経過する日の翌日までとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

 $(1)\sim(4)$ 略

<u>(1)</u>・<u>(2)</u> 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める 特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことに より当該育児休業に係る子について既にしたも のを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過し たこと(当該育児休業をした職員が、当該育児 休業の承認の請求の際育児休業により当該子を 養育するための計画について育児休業等計画書 により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(5) 略

- (6) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする 育児休業をしている非常勤職員が、任期が更新 され、又は任期が満了した後に非常勤職員とし で引き続き採用されたことに伴い、任期の末日 の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の 期間の初日とする育児休業をしようとするこ と。
- 2 育児休業法<u>第2条第1項ただし書</u>の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から 起算して8週間を経過する日の翌日までとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (6) 略

- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (6) 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の職員の育児休業等に関する条例 第3条第1項(第4号に係る部分に限る。)及び第11条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、 なお従前の例による。